

八王子市雨水浸透施設設置基準

1. 目的

この設置基準は、八王子市雨水浸透施設設置補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の雨水浸透施設の設置にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

雨水浸透施設とは、屋根に降った雨水を浸透させる構造をもった次に掲げる施設をいう。

- (1) 雨水浸透ます：ますの底面・側面を碎石で充填し、集水した雨水を地中に浸透させるものをいう。
- (2) 雨水浸透管（雨水浸透トレンチ）：掘削した溝に碎石を充填し、この中に雨水浸透ます等と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き側面及び底面の碎石から地中へ浸透させる施設をいう。

3. 雨水浸透施設の構造及び浸透能力

雨水浸透施設の構造と浸透能力は表1・表2を標準とする。

表1 雨水浸透ますの構造及び浸透能力（新时期ローム・黒ぼく） 単位（mm）

型番	ます径 a	ます高 b	土被り h1	碎石高 h2	砂層厚 h3	掘削辺 c	浸透能力 m ³ /基時
P 1	150	400	100	390	10	300	0.06
P 2	200	400	100	390	10	400	0.11
P 3	250	500	100	510	30	500	0.18
P 4	300	500	100	510	30	600	0.25
P 5	350	600	100	630	35	700	0.34
P 6	400	600	100	630	35	800	0.44

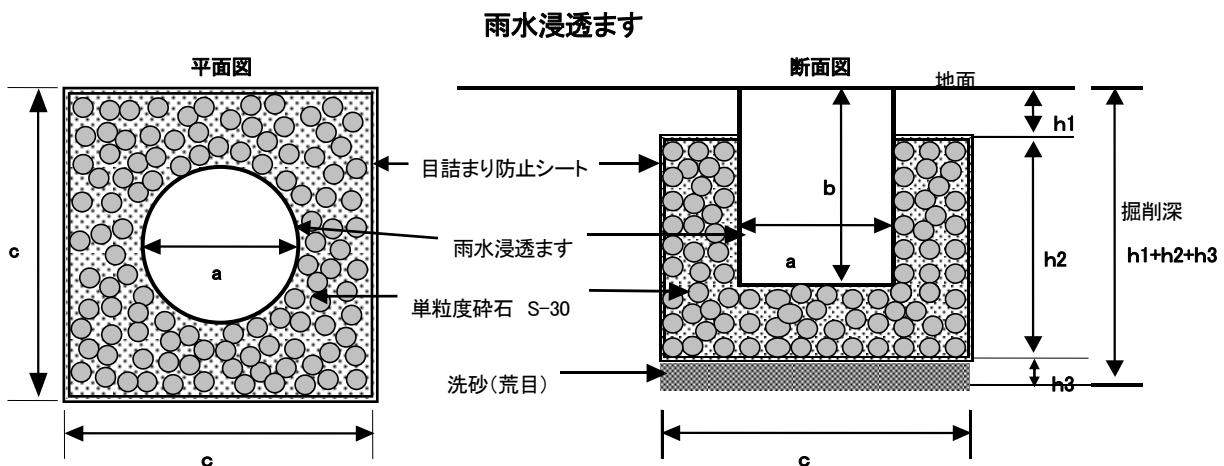
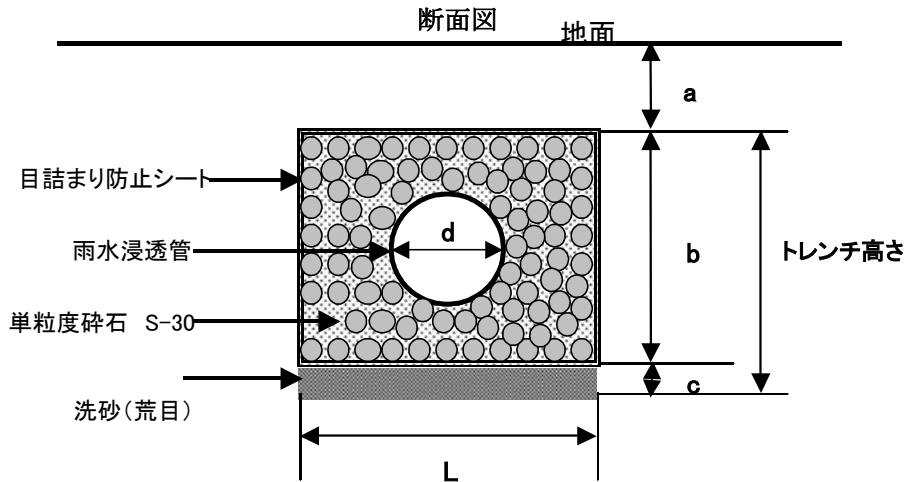


表2 雨水浸透管の構造及び浸透能力（新时期ローム・黒ぼく） 単位（mm）

型番	管径 d	トレンチ幅 L	トレンチ高 (b+c)	砂層厚 c	土被り a	浸透能力 m ³ /m時
T1	75	250	300	20	150	0.09
T2	100	300	350	25	150	0.13
T3	125	350	400	25	150	0.18
T4	150	400	450	30	150	0.22

雨水浸透管(雨水浸透トレンチ)



4. 関係所管との調整

雨水浸透施設の設置について、各法令に係る場合等（雨水浸透施設を排水設備に接続する場合を含む）は関係所管と調整の上、計画・設計・施工を行なうこと。

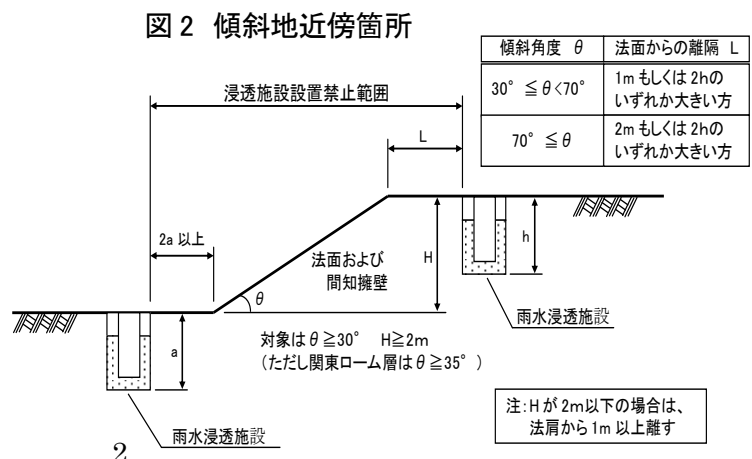
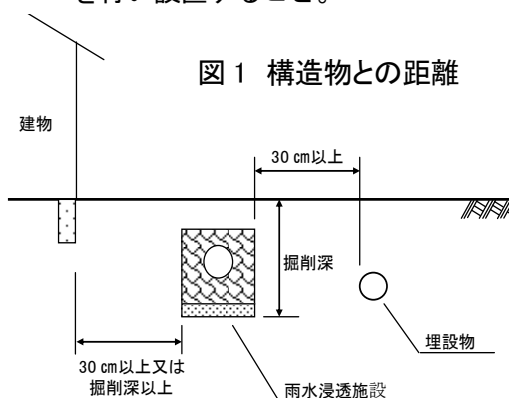
5. 設置禁止区域

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」）
- (2) 地すべり防止区域（「地すべり等防止法」）
- (3) 前号に掲げるもののほか、雨水浸透施設を設置することにより安全性等が損なわれるおそれのある区域

6. 設置位置

雨水浸透施設の設置にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 浸透機能が効果的に発揮するように、施設の配置に十分留意すること。
- (2) 建物等の構造や地下埋設物に対し安全上支障がないようにすること。
- (3) 地下水位より高い位置へ設置すること。
- (4) 設置位置は、図1のように、浸透水により構造物の基礎及び使用している埋設物が悪影響を受けない距離（概ね30 cm以上）を確保すること。（浸透水の影響を受けない硬質ポリ塩化ビニル管などの埋設物の場合は、離隔を規定しない。）また、2基以上設置する場合は、浸透に影響が出ないように配置し、原則として1.5m以上離れた位置に設置すること。
- (5) 擁壁上部、斜面の近傍は、図2のような距離を確保すること。
- (6) 有害物質の流出の恐れがある事業場など汚染が地下水に影響を及ぼす恐れがある場所は、十分な検討を行い設置すること。



7. 施 工

雨水浸透施設は自然の地山の浸透能力を損なわないように配慮するとともに、大量の降雨時でも構造的に安定となるよう、次の事項に留意し施工すること。なお、雨水浸透管の設置については雨水浸透ますに併用することを標準とする。

- (1) 掘削工 掘削は原則として人力で行い、余掘りは行なわないこと。
- (2) 敷砂工 浸透底面は、締め固めを行わず、直ちにフィルター層として敷砂（洗砂）を敷きならすこと。
敷砂は足で敷き固めを行い、タンパ等の機械転圧は行なわないこと。
- (3) 透水シート工（底面・側面）
雨水浸透施設に土砂等の流入を防ぐため、充填材の回りに目詰まり防止シート（以下、「シート」という。）を設けること。また、シートはポリエステル等で引張り強度、腐蝕等の面で長期に耐え、通水性を有するものとする。
- (4) 碎石の充填工（底面）
浸透面の保護と貯留量をできるだけ多く確保するため、充填材として単粒度碎石 S-30（2種 4号）を使用すること。
充填材の投入にあたっては、雨水浸透施設内に土砂が混入しないようにすること。
- (5) 据付工 雨水浸透管の継ぎ方は空継ぎとし、接続管の受け口は上流側に向ける。
有孔管を使用する場合には、底部方向に孔がこないよう管の上下方向に注意する。
- (6) 碎石の充填工（側面・上面） 碎石はシートを引き込まないように充填する。
- (7) 透水シート工（上面） 充填碎石工が終了後、埋戻しを行なう前に充填碎石の上面にシートで覆う。
- (8) 埋戻し工 ゴミ、土砂等が雨水浸透施設内の内部に入らないよう慎重に行なうこと。
- (9) 施工完了後、雨水浸透施設の清掃と浸透の確認を行なうこと。

8. 工事写真

工事写真を撮影する場合、寸法や位置等が確認できるように黒板、ポール等を添えるとともに、背景面が変わらぬよう撮影すること。また、撮影は次に掲げる工程とする。

- (1) 施工前（現在の状況）
- (2) 掘削工（床掘り完了後、撮影する。）
- (3) 敷砂工（敷砂を敷き均した後、撮影する。）
- (4) 透水シート工、碎石の充填工（底面）、据付工（シートを設置し底部に単粒度碎石を入れマスを据付けた段階で、撮影する。）
- (5) 碎石の充填工（側面・上面）（単粒度碎石を充填した後、撮影する。）
- (6) 雨樋からの配管（雨樋から浸透ますまでの配管布設時に撮影する。）
- (7) 工事完了（施工後の状況）

9. 標準工事費

要綱第6条に規定する標準工事費単価は次に掲げる標準工事費単価表による。

また、標準工事費単価表に定める標準の寸法以外の雨水浸透施設を設置する場合は、直近下位の単価を準用する。なお、口径75mm未満の雨水浸透管及び口径150mm未満の雨水浸透ますは要綱の対象外とする。

標準工事費単価表

規	格	標準工事費単価
雨水浸透管 (雨水浸透トレンチ)	口径 75 mm w 250 mm × h 350 mm	10,000 円 / m
	口径 100 mm w 300 mm × h 350 mm	13,000 円 / m
	口径 125 mm w 350 mm × h 400 mm	17,000 円 / m
	口径 150 mm w 400 mm × h 450 mm	21,000 円 / m
雨水浸透ます	口径 150 mm	13,000 円 / 基
	口径 200 mm	17,000 円 / 基
	口径 250 mm	35,000 円 / 基
	口径 300 mm	41,000 円 / 基
	口径 350 mm	58,000 円 / 基
	口径 400 mm	87,000 円 / 基

注：上記標準工事費単価には、消費税を含む。

10. その他

この設置基準に定めるもののほか必要な事項は、東京都雨水浸透指針もしくは、東京都下水道局雨水浸透施設技術指針に準拠したものとする。

附 則 この設置基準は、平成26年4月1日から施行する。
 この設置基準は、平成28年4月1日から施行する。
 この設置基準は、平成29年4月1日から施行する。
 この設置基準は、平成30年4月1日から施行する。
 この設置基準は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。
 この設置基準は、令和元年（2019年）10月1日から施行する。
 この設置基準は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

参 考

降雨強度 10mm/hr 時において、各雨水浸透施設（1基または1m）で対応可能な屋根面積は、下表通りになる。

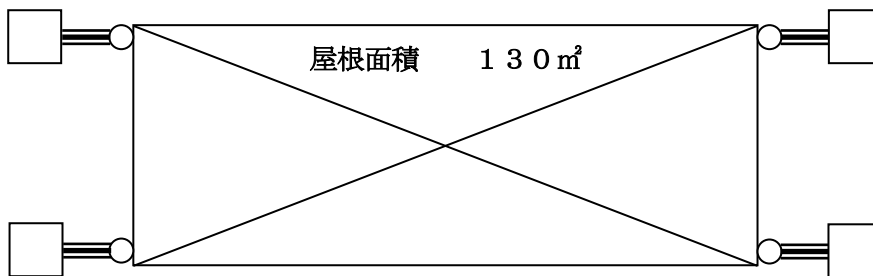
対応屋根面積表

雨水浸透ます 型番・形状	P 1 口径 150 mm	P 2 口径 200 mm	P 3 口径 250 mm	P 4 口径 300 mm	P 5 口径 350 mm	P 6 口径 400 mm
対応屋根面積	～ 6 m ²	～ 12 m ²	～ 20 m ²	～ 27 m ²	～ 37 m ²	～ 48 m ²
雨水浸透管 型番・形状	T 1 口径 75 mm	T 2 口径 100 mm	T 3 口径 125 mm	T 4 口径 150 mm		
対応屋根面積	～ 10 m ²	～ 14 m ²	～ 20 m ²	～ 24 m ²		

雨水浸透施設能力（P 1 参照）

$$\text{※算出式 対応屋根面積} = \frac{\text{雨水浸透施設能力 (P 1 参照)}}{\text{降雨強度 (0.01m/hr) } \times \text{流出係数 (屋根 : 0.9)}}$$

(例) 個人住宅の屋根面積 約 130 m² に浸透ますを 4 基設置する場合



$$1 \text{ 基あたりの必要対応屋根面積} = \frac{130 \text{ m}^2 \text{ (屋根面積)}}{4 \text{ 基 (ますの数)}} = 32.5 \text{ m}^2$$

対応屋根面積表から当てはめると、各浸透ますは P 5 (口径 350 mm) となる。

* 東京都雨水浸透指針もしくは、東京都下水道局雨水浸透施設技術指針に準拠したものとする。